

消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分の使途について

地方消費税交付金のうち消費税率引き上げによる増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。増収分は、下記の社会保障関係費の一般財源の一部として活用します。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源分) 234,000 千円

(歳出)

社会保障施策に要する経費 2,388,985 千円

(うち一般財源) (1,305,206 千円)

(単位:千円)

事業名		事業費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				うち引き上げ分の 地方消費税交付金	
社会福祉	障害者福祉事業	668,077	469,915	198,162	35,526
	高齢者福祉事業	17,884	1,001	16,883	3,027
	児童福祉事業	867,321	461,126	406,195	72,824
	小計	1,553,282	932,042	621,240	111,377
社会保険	介護保険事業	322,135	31,068	291,067	52,184
	国民健康保険事業	95,415	55,728	39,687	7,115
	後期高齢者医療事業	322,787	60,069	262,718	47,101
	小計	740,337	146,865	593,472	106,400
保健衛生	疾病予防対策事業	95,366	4,872	90,494	16,223
	小計	95,366	4,872	90,494	16,223
合計		2,388,985	1,083,779	1,305,206	234,000